



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 44 令和6年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報基盤課)..... 1
- 45 県営土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課)..... 4
- 46 二級河川の指定の変更 (河川課)..... 4
- 47 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 ( // )..... 5
- 48 特定都市河川流域における基準降雨 ( // )..... 6
- 49 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 7

○ 人事委員会告示

- \*1 職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部改正 ..... 8
- 2 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正 ..... 8

○ 公告

- 入札公告 (情報基盤課)..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 11

## 告 示

### 和歌山県告示第44号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、令和6年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和6年度行政事務用パソコン賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和12年9月30日(月)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であるこ

と。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者(電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。)

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号。以下「法」という。)第29条に規定する情報処理技術者試験(次の(ア)から(キ)までに掲げるものに係るものに限る。)

の合格認定を受けている者( (エ)又は(カ)に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。)

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ)

(オ) ITサービスマネージャ

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)について、ISMS(JIS Q 27001:2023(ISO/IEC 27001:2022)又はJIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者(和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

ケ 誓約書

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の(5)に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和7年1月28日（火）から同年2月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年1月29日（水）午前9時から同年2月12日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年1月29日（水）から同年2月18日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7年2月18日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2401

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年3月6日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業沖谷池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業沖谷池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年1月29日から同年2月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第46号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項及び第6項の規定により、次のとおり河川の指定を変更するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

水系名	河川名	区間		
		起点（上流端）	終点（下流端）	
日高川	齊川	変更前	左岸：日高郡矢田村大字矢田字鐘巻地先 右岸：日高郡矢田村大字矢田字鐘巻地先	西川への合流点
		変更後	左岸：御坊市藤田町吉田字千原976番の2地先 右岸：御坊市藤田町吉田字八幡2268番の3地先	
日高川	財部川	変更前	左岸：御坊市湯川町大字小松原字中の坪1470番地先 右岸：御坊市湯川町大字小松原字土井坪88番地先	齊川への合流点
		変更後	左岸：御坊市湯川町小松原字中ノ坪147番の8地先 右岸：御坊市湯川町小松原字土居坪88番地先	
日高川	富安川	変更前	左岸：御坊市湯川町大字富安字薬師谷498番地先 右岸：御坊市湯川町大字富安字薬師谷498番地先	齊川への合流点
		変更後	左岸：御坊市湯川町富安字薬師谷498番地先 右岸：御坊市湯川町富安字薬師谷498番の1地先	

日高川	東谷川	変更前	左岸：御坊市湯川町上富安432番の1地先 右岸：御坊市湯川町上富安547番の1地先	富安川への合流点
		変更後	左岸：御坊市湯川町富安字東谷546番の4地先 右岸：御坊市湯川町富安字東谷532番の2地先	
日高川	北吉田川	変更前	左岸：御坊市藤田町引谷1568番地先 右岸：御坊市藤田町大谷口1582番地先	斉川への合流点
		変更後	左岸：御坊市藤田町吉田字引谷1582番地先 右岸：御坊市藤田町吉田字大谷口1583番地先	
日高川	和田川	変更前	左岸：日高郡和田村字京田地免2512番の2地先 右岸：日高郡志賀村大字小池61番地先	西川への合流点
		変更後	左岸：日高郡日高町大字小池字北田61番の1地先 右岸：日高郡日高町大字小池字北田60番の3地先	
日高川	東裏川	変更前	左岸：御坊市湯川町大字富安字遠田1948番の1地先 右岸：御坊市湯川町大字富安字遠田1946番地先	西川への合流点
		変更後	左岸：御坊市湯川町富安字遠田1948番の2地先 右岸：御坊市湯川町富安字遠田1944番の4地先	
日高川	比井路谷川	変更前	左岸：日高郡日高町大字志賀字比井路483番地先 右岸：日高郡日高町大字志賀字比井路1677番地先	志賀川への合流点
		変更後	左岸：日高郡日高町大字志賀字比井路1677番地先 右岸：日高郡日高町大字志賀字比井路1631番の1地先	
日高川	池田川	変更前	左岸：日高郡日高町中置504番地先 右岸：日高郡日高町池の内1057番地先	西川への合流点
		変更後	左岸：日高郡日高町大字池田字仲置502番の1地先 右岸：日高郡日高町大字池田字仲置561番地先	

和歌山県告示第47号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第5項及び同項において準用する同条第3項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 特定都市河川

河川名	区間	
	上流端（上段：左岸／下段：右岸）	下流端
西川	日高郡日高町大字原谷字鹿ヶ瀬870番地先	日高川への合流点
	日高郡日高町大字原谷字鹿ヶ瀬869番地先	
下川	御坊市藤田町吉田字中島662番の4地先	西川への合流点
	御坊市藤田町吉田字中島663番地先	
斉川	御坊市藤田町吉田字千原976番の2地先	西川への合流点
	御坊市藤田町吉田字八幡2268番の3地先	
財部川	御坊市湯川町小松原字中ノ坪147番の8地先	斉川への合流点
	御坊市湯川町小松原字土居坪88番地先	
富安川	御坊市湯川町富安字薬師谷498番地先	斉川への合流点
	御坊市湯川町富安字薬師谷498番の1地先	
東谷川	御坊市湯川町富安字東谷546番の4地先	富安川への合流点
	御坊市湯川町富安字東谷532番の2地先	

北吉田川	御坊市藤田町吉田字引谷1582番地先	齊川への合流点
	御坊市藤田町吉田字大谷口1583番地先	
千津川	日高郡日高川町大字千津川字長岡5952番地先	北吉田川への合流点
	日高郡日高川町大字千津川字下長谷6004番地先	
堂閉川	日高郡日高川町大字鐘巻字横枕1359番の1地先	齊川への合流点
	日高郡日高川町大字鐘巻字南片山1413番の1地先	
和田川	日高郡日高町大字小池字北田61番の1地先	西川への合流点
	日高郡日高町大字小池字北田60番の3地先	
東裏川	御坊市湯川町富安字遠田1948番の2地先	西川への合流点
	御坊市湯川町富安字遠田1944番の4地先	
森後川	日高郡日高町大字荊木字満願地913番の1地先	東裏川への合流点
	日高郡日高町大字萩原字御子録409番の1地先	
志賀川	日高郡日高町大字志賀字山寺3200番の1地先	西川への合流点
	日高郡日高町大字志賀字藤内3308番地先	
三河谷川	日高郡日高町大字志賀字三河谷1464番の1地先	志賀川への合流点
	日高郡日高町大字志賀字三河谷1462番地先	
片河谷川	日高郡日高町大字志賀字片河谷2048番地先	志賀川への合流点
	日高郡日高町大字志賀字片河谷2086番の1地先	
比井路谷川	日高郡日高町大字志賀字比井路1677番地先	志賀川への合流点
	日高郡日高町大字志賀字比井路1631番の1地先	
早津川	日高郡日高町大字志賀字早津川4947番地先	志賀川への合流点
	日高郡日高町大字志賀字早津川2232番地先	
小中川	日高郡日高町大字小中字岩ノ谷1076番地先	志賀川への合流点
	日高郡日高町大字小中字岩ノ谷1077番地先	
池田川	日高郡日高町大字池田字仲置502番の1地先	西川への合流点
	日高郡日高町大字池田字仲置561番地先	

2 特定都市河川流域

次の図面の赤色枠で囲まれた区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び日高振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第48号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和7年和歌山県告示第47号で指定の告示をした特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

特定都市河川流域における基準降雨

降雨波形：中央集中型		24時間総雨量：231.9mm									
生起確率：10年に1度		最大降雨強度（1時間）：69.0mm/h									
		最大降雨強度（10分間）：127.1mm/h									
時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)

0	0-10	2.8	6	0-10	5.0	12	0-10	84.2	18	0-10	4.8
	10-20	2.8		10-20	5.1		10-20	53.2		10-20	4.7
	20-30	2.9		20-30	5.2		20-30	39.4		20-30	4.6
	30-40	2.9		30-40	5.4		30-40	31.5		30-40	4.5
	40-50	3.0		40-50	5.5		40-50	26.2		40-50	4.4
	50-60	3.0		50-60	5.7		50-60	22.6		50-60	4.3
1	0-10	3.0	7	0-10	5.8	13	0-10	19.8	19	0-10	4.3
	10-20	3.1		10-20	6.0		10-20	17.7		10-20	4.2
	20-30	3.1		20-30	6.2		20-30	16.0		20-30	4.1
	30-40	3.1		30-40	6.4		30-40	14.6		30-40	4.0
	40-50	3.2		40-50	6.6		40-50	13.5		40-50	4.0
	50-60	3.2		50-60	6.8		50-60	12.5		50-60	3.9
2	0-10	3.3	8	0-10	7.1	14	0-10	11.7	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	7.3		10-20	11.0		10-20	3.8
	20-30	3.4		20-30	7.6		20-30	10.3		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.9		30-40	9.8		30-40	3.6
	40-50	3.5		40-50	8.3		40-50	9.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	8.6		50-60	8.9		50-60	3.5
3	0-10	3.6	9	0-10	9.1	15	0-10	8.5	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	9.5		10-20	8.1		10-20	3.4
	20-30	3.7		20-30	10.1		20-30	7.8		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	10.6		30-40	7.5		30-40	3.3
	40-50	3.8		40-50	11.3		40-50	7.2		40-50	3.3
	50-60	3.9		50-60	12.1		50-60	6.9		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	13.0	16	0-10	6.7	22	0-10	3.2
	10-20	4.0		10-20	14.0		10-20	6.5		10-20	3.2
	20-30	4.1		20-30	15.3		20-30	6.3		20-30	3.1
	30-40	4.1		30-40	16.8		30-40	6.1		30-40	3.1
	40-50	4.2		40-50	18.7		40-50	5.9		40-50	3.0
	50-60	4.3		50-60	21.1		50-60	5.7		50-60	3.0
5	0-10	4.4	11	0-10	24.3	17	0-10	5.6	23	0-10	3.0
	10-20	4.5		10-20	28.6		10-20	5.4		10-20	2.9
	20-30	4.6		20-30	35.0		20-30	5.3		20-30	2.9
	30-40	4.7		30-40	45.2		30-40	5.2		30-40	2.9
	40-50	4.8		40-50	65.0		40-50	5.1		40-50	2.8
	50-60	4.9		50-60	127.1		50-60	4.9		50-60	2.8

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3688	有田郡有田川町大字徳田字南 新田1444番4の一部	和歌山市岩橋1632番地1 スミカ株式会社 代表取締役 吉松三喜	令和 7. 1. 14	5.00	35.00

### 人事委員会告示

#### 和歌山県人事委員会告示第1号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第1条の2関係） 1 略 2 専門・特殊な知識・技術を必要とする職 国際専門推進員の職、文書専門員の職、速記の職、教官の職、試験研究員の職、情報処理員の職、研究補助員の職、道路管理技術員の職、動物保護指導員の職、農林技術専門員の職、畜産技術専門員の職、水産技術専門員の職、ジオパーク専門員の職、体育指導員の職、社会教育主事補の職、文化財専門員の職、史跡管理技術員の職、犯罪鑑識技術員の職、武道指導員の職、音楽技術員の職、少年補導職員の職、 <u>財務捜査官の職、サイバー犯罪捜査官の職</u> 3 略	別表第2（第1条の2関係） 1 略 2 専門・特殊な知識・技術を必要とする職 国際専門推進員の職、文書専門員の職、速記の職、教官の職、試験研究員の職、情報処理員の職、研究補助員の職、道路管理技術員の職、動物保護指導員の職、農林技術専門員の職、畜産技術専門員の職、水産技術専門員の職、ジオパーク専門員の職、体育指導員の職、社会教育主事補の職、文化財専門員の職、史跡管理技術員の職、犯罪鑑識技術員の職、武道指導員の職、音楽技術員の職、少年補導職員の職、 <u>財務捜査官の職</u> 3 略

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 和歌山県人事委員会告示第2号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年1月28日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第2項の表財務捜査官の職の項の次に次のように加える。

サイバー犯罪捜査官の職	サイバー事案に係る犯罪捜査において必要な電子計算機による情報処理に関する知識・技術を有する者
-------------	--

### 公 告

#### 入 札 公 告

令和6年度行政事務用パソコン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行



令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和12年度まで

(2) 業務の名称

令和6年度行政事務用パソコン賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課（以下「情報基盤課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和12年9月30日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第44号に規定する令和6年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

情報基盤課

(2) 期間

令和7年1月28日（火）から同年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和7年1月28日（火）から同年2月10日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和7年1月29日（水）午前9時から同年2月12日（水）午後5時30分までの間に情報基盤課に対して書面等（電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

情報基盤課別室

イ 入札日時

令和7年3月11日（火）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年3月11日（火）午前9時30分までに情報基盤課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報基盤課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

情報基盤課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Lease of personal computers for administrative affairs in the fiscal year 2024
- (2) Time limit for tender :  
1:30 p.m. 11 March 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 March 2025)
- (3) Contact point for the notice :  
Information Infrastructure Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2401  
e-mail e0121004@pref.wakayama.lg.jp

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年1月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課